

Title	権利としてのスポーツ、政策としてのスポーツ
Sub Title	The right to sports and sports policy
Author	加藤, 大仁(Kato, Hirohito)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	2015
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.54, No.1 (2015. 1) ,p.1- 8
JaLC DOI	
Abstract	<p>In June 2011, the Basic Act on Sports was enacted following the first comprehensive revision of the Sport Promotion Act enacted in 1961. In this new Act, the right to sports is stated clearly, and support for excellent athletes and the international sports competitions is the government's duty. There were two causes for this revision : the proposal to build a Sport Nation and Tokyo's Olympic bidding activities. The concept of a Sport Nation is not limited only to promoting sports, but also to utilizing sports to regenerate the economy, and to foster national pride and identity.</p> <p>In September 2013, Tokyo succeeded in an invitation for the 2020 Olympics following its unsuccessful Olympics bid for 2016. Today, the government emphasizes support of excellent athletes to win more medals in international competitions such as the Olympics. It is the improvement of the familiar sports environments, however, that many people expect from the government.</p> <p>In this study, I will overview the academic grounds regarding the right to sports and the sports policies, and I will try to clarify problems in particular, from the point of view of securing the right to sports for the general public.</p>
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00540001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

権利としてのスポーツ、政策としてのスポーツ

加藤 大仁*

The Right to Sports and Sports Policy

Hirohito Kato¹⁾

In June 2011, the Basic Act on Sports was enacted following the first comprehensive revision of the Sport Promotion Act enacted in 1961. In this new Act, the right to sports is stated clearly, and support for excellent athletes and the international sports competitions is the government's duty.

There were two causes for this revision: the proposal to build a Sport Nation and Tokyo's Olympic bidding activities. The concept of a Sport Nation is not limited only to promoting sports, but also to utilizing sports to regenerate the economy, and to foster national pride and identity.

In September 2013, Tokyo succeeded in an invitation for the 2020 Olympics following its unsuccessful Olympics bid for 2016. Today, the government emphasizes support of excellent athletes to win more medals in international competitions such as the Olympics. It is the improvement of the familiar sports environments, however, that many people expect from the government.

In this study, I will overview the academic grounds regarding the right to sports and the sports policies, and I will try to clarify problems in particular, from the point of view of securing the right to sports for the general public.

キーワード：スポーツ権，スポーツ政策，スポーツ基本法，スポーツ立国論

Key words : Right to Sports, Sports Policy, Basic Act on Sport, Sport Nation

1. はじめに

2011年5月31日に8会派（民主党，自民党，公明党，共産党，社民党，国民新党・新党日本，たちあがれ日本，国益と国民の生活を守る会）の共同提案として衆議院に提出されたスポーツ基本法案は，6月9日の衆議院，17日の参議院ともに全会一致で可決され，成立した。1964年の東京オリンピック開催を控え，1961年に制定されたスポーツ振興法が，50年振りに全部改正されたのである¹⁾。

スポーツ振興法とは異なり，スポーツ基本法には前文が置かれ，前文冒頭で「スポーツは世界共通の人類の文化である」と謳った後，「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは，全ての人の権利」であるとして「ス

ポーツ権」についても明記されている。また，国の責務としてスポーツを振興し，「スポーツ立国の実現」を目指すとしている点や，トップアスリートの競技力向上，国際競技大会招致・開催支援に関して国に支援義務を課している点は，スポーツ基本法の持つ大きな特徴と言えるだろう。その結果，2020年東京オリンピック・パラリンピック招致活動では，大会運営で赤字が出た場合，政府が財政保証するとの約束もスムーズに得られ，2016年に向けた招致活動の時とは，大きな違いを見せている（遠藤 2014 p.94）。

スポーツ基本法を受けて2012年3月に策定されたスポーツ基本計画をみると，オリンピックのメダル獲得目標を，過去最多を超えるメダル数の獲得及び金メダル獲

* 慶應義塾大学体育研究所准教授

¹⁾ Associate Professor, Institute of Physical Education, Keio University

得ランキングで夏季大会5位以上、冬季大会10位以上を目指すとしている²⁾。

そこで、本稿では、スポーツ立国論やオリンピック招致活動がスポーツ政策に転機をもたらしたことを示すとともに、スポーツ権やスポーツ政策の学問的根拠について概観し、今日のスポーツ政策が抱える問題点—とりわけ一般国民の「スポーツ権」確保という観点から見た場合の問題点—を明らかにしたい。

2. スポーツの振興からスポーツによる立国へ

スポーツ基本法の前法であるスポーツ振興法でも、第4条で「文部大臣はスポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする」と定められていた。しかしスポーツ振興法の制定以後長年にわたり、文部省に置かれた保健体育審議会の答申がスポーツ振興基本計画の代わりとされてきた。しかし、1999年5月にスポーツ振興くじ法³⁾が可決成立されたことに伴い、2000年9月になってようやくスポーツ振興基本計画が策定された。

スポーツ振興基本計画が定められなかった理由として、例えば2001年11月、遠藤純一郎スポーツ・青少年局局長は、厳しい財政事情のもとでは歳出を伴う中長期の計画の策定が不可能であったことを挙げている。また、スポーツ振興くじの導入などによって財源確保の見通しが立ったことがスポーツ振興基本計画策定の追い風になったとの認識も示している（2001年11月20日参議院文教科学委員会）。

国や地方公共団体が巨額の財政赤字を抱えた状況では、スポーツに対する公的な支出を増やしていくことについて、積極的な論拠を見出すことは難しかったといえよう（加藤 2009 pp.21-22）。「自由、生命、所有権、及び政府の第一義的責務としての国防と治安維持」といった、ごく限られたもののみが重要な社会的価値とされた時代とは異なり、今日では「義務教育の実施、最低生活の保障、市民の健康や安全の保護と増進、インフレ抑制、経済成長、社会的差別の撤廃、文化・スポーツ施設や住宅等の建設…(中略)…など、様々なものが次から次へと重要な社会的価値の項目に加えられ、しかもその実現が政府の責務とみなされる」（足立 1983 p.53）ようになり、政府が手掛けなければならない政策領域は拡大する一方である。こうなると、政策を作成する立場にいる議員や官僚も、政策に優先順位を付けざるを得ない。そのため、スポー

ツ振興という一般的な方針には同意するものの、財政事情や人々のニーズを考えた場合、実際に政策を打ち出すまでには至らなかったというのが実情だろう。

加えて、1981年に当時の鈴木善幸内閣の下に設置された第2次臨時行政調査会が、国鉄、電電公社、専売公社の民営化を提言し、鈴木善幸内閣を継いだ中曽根内閣の下で民営化が断行されたこと、1996年に発足した第2次橋本内閣では行政改革会議が設置され、中央省庁の再編に繋がったことなどに見られるように、政界や財界のみならず、社会全体が小さな政府を志向する雰囲気であった。スポーツ振興の財源として、国の予算を増額するのではなく、スポーツ振興くじの売り上げから得られる利益を充てるという方法を取ったことは、この辺りの事情を物語っている。2001年4月に内閣総理大臣に就任した小泉純一郎も、「聖域なき構造改革」、「構造改革なくして景気回復なし」とのスローガンの下、特殊法人の民営化や地方分権化（三位一体の改革）等、小さな政府を志向する、いわゆる新自由主義路線を加速させていった。

しかし、既に冒頭で触れたように、2011年6月に可決成立したスポーツ基本法では、スポーツ権を明記し、国がスポーツという領域にも積極的に関わる姿勢が明確に打ち出されている。スポーツ基本法の前法であるスポーツ振興法がスポーツ振興に関する理念を示した、どちらかといえば訓示的な法律であり、強制力が乏しかったこと、また、2002年のいわゆる骨太の方針（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」）では、音楽やファッションと並んで健康やスポーツ分野の産業化が謳われていたことを考えると、小泉政権以降、何らかの形でスポーツ政策の分野に変更を促すような出来事ないし政治社会的潮流の変化があったと考えるのが自然だろう。

なかでも2006年3月の東京都議会による2016年のオリンピック・パラリンピック開催招致決議は、スポーツ政策について再考する契機になったと考えられる。実際、同年12月には9月の安倍政権発足に伴い任命された遠藤利明文部科学副大臣（自民党）が、「スポーツに関する懇談会」を設置している。そして翌年8月には『「スポーツ立国」ニッポン—国家戦略としてのトップスポーツ』（いわゆる遠藤レポート）が纏められ、スポーツ省（庁）の設置や、スポーツ予算の大幅な増額が提言されたのである。こうして、スポーツを国の政策課題の1つとして考え、積極的な政策を打ち出していこうという動きが表面化していったのである。

3. スポーツの権利性

ところで、現在法律の題名に基本法と付くものは40本余り存在するが、一般に基本法とは、「国政に重要なウェイトを占める分野について国の制度、政策、対策に関する基本方針・原則・準則・大綱を明示したもの」であり、「憲法と個別法との間をつなぐものとして、憲法の理念を具体化する役割を果たしている」と考えられている（小野寺 1999）。

スポーツ基本法をみると、スポーツの意義として、青少年の体力や人格形成、地域社会の再生、国民意識の高揚、経済の発展、国際交流の促進、国際的地位の向上に資することが挙げられ、スポーツ立国の実現を目指すことが謳われている。また、前文及び第2条では、スポーツを通じて豊かな生活を送ることは人々の権利であるとして、「スポーツ権」についても明記されている。

その一方で、優秀なスポーツ選手の育成（第25条）や国際競技会の招致・支援（第27条）を国の義務としているのに対し、スポーツ施設の整備（第12条）や地域スポーツ振興事業支援（第21条）といった、一般国民のスポーツ権を保障するための条項は努力義務規定とされているに過ぎない。やや皮相な見方をすれば、スポーツ基本法は国がトップスポーツを支援しなければならないことは定めたが、一般国民の「スポーツ権」を確保するための実効性という点では、スポーツ振興法とあまり変わり映えがしない法律になってしまう可能性もあるといえよう。

しかし、2011年11月に朝日新聞が行った調査でも明らかのように、多くの人々が国に望んでいるのは、スポーツに親しめる環境づくりであり、世界に通用する選手の育成ではない⁴⁾。スポーツ基本法の条文で国の義務として規定されているものと、人々のニーズの間には、ミスマッチがあるのである⁵⁾。そこで、公共政策としてのスポーツ政策のあり方を考えるためにも、今回スポーツ基本法に明記されたスポーツ権の根拠が、これまでいかに理論づけられてきたのかを簡単にレビューおきたい。

尹（2005）によれば、法学的観点から「スポーツ権」に関する本格的な議論の嚆矢となったのは、憲法学者である永井憲一が、『体育科教育』1972年12月号に寄せた論稿である（尹 2005 p.18）。永井（1972）の議論は、そもそも教育を受ける権利は、個々の国民が人間らしく生きられるように成長するために必要な人間の生来的権利であるのだから、健康な身体を涵養するための体育・ス

ポーツも健康権あるいは人格権の一種として、教育を受ける権利を定めた憲法26条（教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償）に根差すべきだというものである（永井 1972）。

その後、「スポーツ権」に関する論稿が発表されるようになったのだが、森によれば、「学会の多数説見解は、憲法13条によって『スポーツ権』の自由権的側面が保障され、憲法25条によって『スポーツ権』の社会的権的側面が保障されるとして、両者を合わせて『スポーツ権』としての権利性を構成すると主張している」とのことである（森 2006）。

憲法13条（個人の尊重と公共の福祉、生命・自由・幸福追求権の尊重）では、個人主義という原則の下、公共の福祉に反しない限り、国民の基本的人権を最大限尊重すべき旨が定められている。従って、憲法13条を根拠に、全ての国民が、スポーツ活動の自由を有し、国家から何らかの強制されることはないという考えを導き出すことができる。スポーツ基本法でも、前文及び第2条でスポーツ権が明記され、スポーツは自主的かつ自律的に行えるよう推進されなければならないと定めているが、スポーツが本来各人の自発的行動に基いたものであることを前提に鑑みれば、極めて当然の規定である。

一方、憲法13条に記されている幸福追求権を、社会権としてのスポーツの権利性を根拠づけるものとするか否かは、議論の分かれるところである。憲法学的に見ても、憲法13条により幸福追求権の権利性が承認されるのは当然であり、明文規定を欠く基本的人権の根拠を幸福追求権に求めることは可能である。しかし、「健康で文化的な最低限度を営む権利」として社会権を総合的に規定している憲法25条（生存権、国の生存権保障義務）が置かれている以上、社会権の根拠を憲法25条に置くという解釈も成立するからである⁶⁾。

何れにせよ、スポーツ基本法では、その前文で、スポーツが「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている」とし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての国民の権利」とであると謳われている。従って、あくまで抽象的な形ではあるが、「スポーツ権」はいわゆる新しい人権の1つとして位置付けられたと行うことができよう（日本スポーツ法学会編 2011 pp.19-23）。

もっとも、スポーツ基本法の制定により、「スポーツ権」という言葉が意味する具体的な意味内容が明らかにされたわけではないし、「スポーツ権」に関する規程が、

直ちに裁判規範として機能する訳ではない。そもそもある権利が新しい人権として認められるためには、その内容が明確であると同時に、権利の歴史性や妥当性が求められる⁷⁾。確かに、これまで一部の法学者や弁護士、体育・スポーツを専門とする研究者等によって、「スポーツ権」に関する議論が重ねられてきたことは間違いない。1978年に開催されたユネスコ第20回総会で採択された体育・スポーツ国際憲章を見ても、「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」(第1条)と謳われているので、人々が気軽にスポーツを楽しむような環境を整えていくことは現代社会において実現されるべき重要な社会的価値の項目の1つだと主張することもできよう。

しかし、我が国において、スポーツに対する権利意識が広く共有されてきたかどうかと問われると、甚だ疑問である。新しい権利の代表格ともいえるプライバシー権や環境権に対する社会的関心の高さや、積み重ねられてきた議論の質や量を考えれば、その差は歴然としている。スポーツ基本法の立法過程をみても、2009年6月に自民・公明の両党から提出されたスポーツ基本法案には「スポーツ権」に関する記述がなく⁸⁾、同年9月には、スポーツ法学会がスポーツ基本法とスポーツ権の確立を求めるアピールを行っている(読売新聞2009年9月19日朝刊、スポーツ法学会編 2011 pp.10-12, 加藤 2011 pp.112-113)。

これまでの政策を振り返っても、人々が日常的にスポーツを楽しむような環境整備がなされてきたとは言いがたく、多くのスポーツ専門家はある種の「いらだち」をもってスポーツ環境の充実を提言してきた(中村 1978 pp.14-17, 加藤 2004)。確かに尾崎が「非日常の過剰, 日常の貧困」と表現するように、スポーツイベントの隆盛に比して、日常のスポーツ基盤はあまりにも脆弱である(尾崎 2012 pp.6-7)。

遠藤(2014)は、スポーツ基本法に「スポーツ権」を明記できた理由として、スポーツ基本法案が議員立法であったことを挙げている。議員立法であれば、必ずしも予算の裏付けは必要ないとの見解が衆議院法制局から示されたとのことである(遠藤 2014 p.79)。「スポーツ権」が中身のあるものになるか否かは、今後の施策次第であろうが、上記のような経緯を見る限り、あまり楽観視はできないだろう。

4. 公共政策としてのスポーツ

ところで、スポーツ立国論に関する議論や、スポーツ基本法の立法過程で中心的な役割を担った遠藤利明議員は、2012年3月に行われた座談会で、スポーツに関心はあっても、「スポーツを“政策”として考えるという感覚は、おそらく国会議員の中では皆無に近かったのではないのでしょうか」と述べている(遠藤・友添・清水 2014 p.22)。しかし、スポーツによる立国を目指すという議論は、東京へのオリンピック・パラリンピック招致活動を背景に、スポーツ基本法を制定するという形に収斂していったのである(加藤 2013 pp.53-54)。

では、スポーツが公共政策の対象とされる学問的な根拠は、どのような点に求められるのだろうか。政府による公共政策は、経済学の1分野である公共経済学によって裏付けられることが多いこと、また、他の社会科学領域と比べて比較的議論が明快であるという理由から、ここでは経済学の概念を用いて考察を進めていくことにする⁹⁾。

経済学的に、政府による市場への介入が正当化されるのは、いわゆる市場の失敗が発生した場合である。市場の失敗としては、競争の失敗の結果もたらされる独占や寡占、公共財、外部性、情報の失敗などが挙げられる。また、市場の失敗の1つとして挙げられる公共財という概念は、「公共性」や「公」と「私」の区別を経済学的に論じる際のキーワードにもなっている(森村 2004 p.24)¹⁰⁾。

通常公共財と私的財を区別する際に用いられるのは、消費の非競合性と排除不可能性という2つの基準である。1つ目の基準である消費の非競合性とは、ある人の消費が他の人の消費を減少させたり、妨げたりしないということである。例えば政府によって提供される国防サービスは、国民の数が増えたからといって、国民各人が享受できるサービスの量や質が変化するわけではない。しかし、リンゴやミカンのような私的財の場合、誰かが消費すれば、その分他の人々が利用できる数量が減少してしまう。2つ目の排除不可能性とは、料金の徴収が不可能ないし著しく困難となるような財のことである。先ほど挙げた国防を例にとると、政府によって提供される国防サービスから、ある特定の個人を排除することは限りなく不可能に近い。消費の非競合性と排除不可能性という2つの基準を満たす財やサービスは公共財と呼ばれ、理論的には市場が成立しないとされてい

る。そのため公共財の供給は政府が果たすべき役割とされる。但し、消費の非競争性及び排除不可能性という2つの性質を満たす財やサービスは殆ど存在せず、巷で公共財と呼ばれているものの多くは、公共財と私的財の中間的な性質をもつ準公共財もしくは不完全な公共財として分類されるべきものである。

ではスポーツ関連の財やサービスは、公共財としての基準を満たしているのだろうか。例えばスポーツ施設の場合、よほど混雑しない限りは互いの利用に影響を及ぼさず、非競争性が成立する。他方、入場料を課して利用制限をかけることは可能なので、排除不可能性は備えていない。事実、多くの公共スポーツ施設では使用者に施設使用料を課している。だが、広大なスペースを要する種目の場合、施設使用料を全額受益者負担にすると、普通の人々の支払い能力を超えた価格になってしまうだろう。大規模な施設を運営するには、巨額の固定費用が必要となるからである。その結果、大部分の人々は、スポーツ施設から締め出されてしまうことになる。民間企業によって提供されている割合の高い種目が極めて限られているという現実、この辺りの事情を物語っている(内海 2002)。

ところで、公共財を考える際に忘れてはならないのは、それが及ぼす外部効果である。外部効果とはある経済主体の活動が、市場メカニズムを通さずに、直接他の経済主体に影響を与えることである。また、他の経済主体の効用を増加させる場合は正の外部効果、逆に他の経済主体の効用を減少させる場合は負の外部効果と分類される¹³⁾。

例えば、多くの人々は、健康のため、あるいは楽しむためといった理由でスポーツ活動に参加しているはずである。しかし、スポーツをはじめとする身体活動が、生活の質の向上や医療費の抑制に寄与することを示唆した研究や報告は数多く存在している(沢井 1979, 妹尾 1983, 池田・松永 1999)¹²⁾。スポーツ人口を増やすことにより、医療費削減のような副次的な効果もたらされるのであれば、スポーツの振興のために補助金を出すなどして社会的な便益を増大させることは、国や地方自治体にとっても合理的な行動となる¹³⁾。

何れにせよ、市場メカニズムの下では、需要と供給が一致した点で決められた価格を与件とし、各経済主体が自らの判断で財やサービスを購入することになるので、全ての需要が満たされるわけではない。また、財やサービスに関する情報が不完全な場合は、消費者が誤った判

断を下す可能性もある。そこで、義務教育や社会保険制度のように、ある意味パターナリスティック(温情的干渉主義)な考えに基づき、政府によって消費が強制されている財やサービスもある(小林 2005 pp.55-66, 大内 2008 pp.62-64)。

このような財やサービスはメリット財(価値財)と呼ばれるが、間野(1999)は、「各省庁や地方自治体は、スポーツ振興を通じて、児童生徒の教育・学習の充実、国民の健康保持増進、労働環境の改善、新産業の育成、余暇活動の推進、自然環境保護の推進、社会基盤の充実、社会保険の安定化、地域活性化、農村振興、観光振興、国際交流・理解などを図っており、スポーツには様々な効果があると考えている。この意味で、スポーツ実践を促進するための施設やサービスは『メリット財』といえる」と論じている(間野 1999 pp.88-89)。

もっとも、鈴木(2002)は、メリット財という概念の重要性は認めつつも、「標準的な経済学の中では座りの悪い概念」であり、「この概念の理論的基礎付けを行うことは、現状ではまたオープン・クエスチョンだといふべきだ」と述べている(鈴木 2002 p.172)。

5. おわりに

前節の考察を基に、スポーツを公的に振興する学問的根拠を経済学に求めると、スポーツの外部効果をどう評価するか、また、準公共財やメリット財の供給をどう考えるかという議論に帰着することになる。しかし、スポーツの外部効果を測定することは、かなりの難問である。また、教育や医療と言ったサービスが、公共財や準公共財として供給されているのは、その決定に至った制度に依存していると考えるのが自然だろう(佐々木 1997 p.299-301, 加藤・野口・近藤・山内 2008)。個人の選好ではなく、社会的価値の観点から公的に供給することが正当化されるメリット財に至っては(鈴木 2002 p.172)、政治的な決定に委ねる以外、その供給量を決める方法はないといっても過言ではない¹⁴⁾。

もっとも、現在では人々の考え方も経済至上主義から、アメニティーや文化の増大、健康の向上や福祉を求める方向に変わってきているので(宮本 2003 pp.184-185)、福利厚生の上にも寄与するようなスポーツ環境の整備などは、多くの人々からの支持を得られると考えられる。遠藤議員の発言にみられるように、ようやく政治の世界でもスポーツが政策の対象として認識されるようになって

てきたのである。スポーツ基本法にスポーツ権が明記されたことなどを併せて考えると、今はスポーツの公共性が形成されつつある段階にあると位置づけることも可能であろう（斎藤・加藤・菊・真山 2007 pp.40-41）。

その一方で、スポーツの意義として、スポーツ基本法の前文に青少年の体力向上や人格形成、地域社会の再生、国民意識の高揚、経済の発展、国際交流の促進、国際的地位の向上が書き込まれたことに対し、本来スポーツは楽しいものであるとの立場から、スポーツにかなりの重荷が課せられてしまったのではないかとの懸念を示す向きもある（笠原 2011 p.10）。また、スポーツ立国論に対しても、スポーツはそれ自体が楽しく、価値があるものとする立場から、スポーツを他の政策領域のための手段に貶めるものだと批判が提起されている¹⁹⁾。政策領域は違うにせよ、阪本（2001）が「本来的には政策目的であるべき芸術は、しばしば政策手段としての側面を帯びるが、そうでない限り芸術を目的とする政策を実現することが困難である一方で、そうなることによって芸術に関わる政策が本来の目的を十分に果たすことができない」（阪本 2011 p.42）と指摘していることは傾聴に値する。

そもそも、政府がスポーツ振興にどの程度力を入れるべきかという問いに対する、一義的な答えがあるわけではない。だが、政策を学問として科学的に論じることの意義は、「価値の問題を単なる『好み』の問題として放置」することなく、社会のあり方や政策の合理性を絶えず検証していくことに求められる（佐野 2005 p.115-116）。当然のことながら、スポーツ政策に関しても、こうした観点から何度も検証を繰り返すことが必要とされるのである。

*本稿は、平成26年度慶應義塾学事振興基金（個人研究 A）の補助を受けた研究成果の一部である。

<注>

- 1) スポーツ基本法およびその政策過程については、日本スポーツ法学会編（2011）及び後藤（2011）を参照。
- 2) 本年2月に行われたソチオリンピックを前に、日本選手団の団長を務めた橋本聖子参議院議員が、メダル獲得数の目標を10個以上と明言していたことは記憶に新しい（毎日新聞2014年2月3日朝刊）。
- 3) スポーツ振興くじ法およびその政策過程に関しては、日本体育・学校健康センター編（2002）、中村（1999）、加藤（2009）を参照。
- 4) 朝日新聞によれば、国に1番力を入れて欲しい政策を3択で尋ねたところ、スポーツに親しめる環境作りと答えた者の割合が60%で最も多く、学校教育の充実（22%）や世界に通用する選手の養成（16%）と答えた者の割合を大きく上回っている。因みに2003年の調査ではスポーツに親しめる環境作りとの回答が58%、学校教育の充実、世界に通用する選手の養成はそれぞれ19%と20%であった（朝日新聞2011年12月20日朝刊）。
- 5) 2010年度以降国際競技会、とりわけオリンピックでメダル獲得が期待される種目を支援するための予算が大幅に増額され、その後もメダル獲得に重点を置いた予算配分が行われている。スポーツ立国論やオリンピック開催を目標に展開されている数々の政策をみても、いまやスポーツは重要な政治的資源として位置づけられているということができよう（加藤 2012/2014）。他方、商業性の乏しい競技団体にとっては、オリンピックをはじめとする国際競技会でメダルを獲得することが至上命題となっている。そのためスポーツ界からは国からの支援の必要性が声高に叫ばれることになるが、スポーツに限らず一般国民のニーズは多様であり、強力な利害関係を持つ団体に対抗するだけの組織化は困難である（ロウイ 1981、曾根 1984 pp.165-180）。
- 6) 幸福追求権が自由権に限定されるのか、それとも社会権なども含むのかで学説は対立している。この点につき、松井（2002）は「自由権か社会権という枠組みが意味をもっているのか疑問である」としたうえで、「そもそも社会権といわれている権利は政治参加のプロセスに不可欠な権利とはいえないので、幸福追求権には含まれないというべきである」（松井 2002 pp.332-333）と論じている。一方、佐藤（2011）は、「いわゆる生存権（社会権）も、13条の幸福追求権（基幹的な人格的自立権）から流出派生する権利であり、

- 就中、25条は生存権（社会権）の土台というべき総則的規程の位置にあると解される」としている（佐藤 2011 pp.361-363）。尚、笹沼（2014）pp.37-39には幸福追求権、pp.139-142には生存権に関する学説のレビューが要領よく纏められている。
- 7) 新しい人権については芦部（2007）pp.115-122、佐藤（1996）pp.141-144などを参照。尚、「憲法13後段の幸福追求権が包括的人権としての役割を果たしているとみることについては、人権のインフレ化につながり、人権保障の意義の低下を招くとする」異論もある（大沢 2003 p.90）。
 - 8) 2009年7月に衆議院が解散されたため、この法案は審議未了、廃案となった。
 - 9) 以下の公共財及び正の外部性に関する議論は、『経済セミナー』2013年4・5月号に掲載された拙稿の一部に、若干の修正を加えたものである（加藤 2013 pp.52-53）。
 - 10) 山川は、殆どの政策研究が政府政策について議論するか、経済学的に定義された公共財の概念を「自明的な前提」として議論を進めており、「《公共性》や《Public》の概念を正面から問題にしているような文献はきわめて少ない」と指摘している（山川 1999 p.6）。公共性という概念には、公共財より遥かに広がりがあり、公共財か否かという観点からのみ公共性を論じることには無理があることも事実である。公共性とは何かという点については、齋藤（2000）、村上（2007）、阪口（2010）などを参照。
 - 11) 公共財と外部効果という概念は、本来異なるものであり、区別して考えるべきではあるが、基本的に公共財は外部効果を有しているので、公共財を「多数の人々に同量の外部効果を同時に及ぼす財」として捉えることもできる（奥野・鈴木 1988 p.300）。
 - 12) かつてアメリカのカーター大統領は、「スポーツや体力を高めるような運動プログラムを組織化することは、国民の健康にとって最も見返りの期待できる投資」であり、「医療費の削減や寿命の伸び、生活の質の向上につながる」と述べたことがある（JOPER 1980）。また、森（2006）はスポーツ権が新しい人権として認められるための要件を考察した論稿の中で、スポーツの予防医学上の効果は、スポーツが「個人の人格的生存に不可欠なことを示すことにもなり、スポーツの文化性を高める結果になる」と指摘している（森 2006 pp.261-262）。
 - 13) 正の外部効果を有する財やサービスは、市場メカニズムの調整に任せると、過少にしか供給されない。そのため、政府が財やサービスの提供者になったり、民間の経済主体に補助金を与えることが正当化される。
 - 14) スティグリッツ（2003）は、「公共の計画は—ある市場の失敗を緩和することを目的としていると一般的に考えられている計画でさえ—理想的な政府や慈善的な専制君主でなく、複雑な政治過程によって制定されている」として、政府の行動が市場の失敗を強制するかどうか評価するためには、政府の機能を理解しなければならぬと論じている（スティグリッツ 2002 pp.111-112）。
 - 15) 例えば清水（2012）は、「スポーツは、何かに支えられ、何か外の世界に貢献しなければ存在意義がないとする依存・寄生的な捉え方に縛られ、スポーツを真に自立した文化（それ自体で人間にとって有意義な文化）に創り変えていこうとする気概が立国論には感じられない」と論じている（清水 2012 pp.48）。

<参考文献>

- 足立幸男 (1983) 政策評価における公益 (Public Interest) 概念の意義と役割. 日本政治学会編『年報政治学1983 政策科学と政治学』pp.51-66
- 芦部信喜著, 高橋和之補訂 (2007)『憲法 第4版』岩波書店
- 遠藤利明 (2014)『スポーツのチカラ 東京オリンピック・パラリンピック戦略』論作社
- 遠藤利明・友添秀則・清水論 (2012) スポーツ立国論の可能性. 『現代スポーツ評論26』pp.18-36
- 後藤雅貴 (2011) スポーツ基本法の制定. 『立法と調査』No.311 2011年9月 pp.49-56
- 伊龍澤 (2005) スポーツ権とスポーツ基本法についての試論的考察. 『創価法学』34(3) pp.17-29
- 池田勝・永松昌樹 (1999) 健康づくりの経済的効果. 池田勝・守能信次編『スポーツの経済学』杏林書院 pp.167-185
- 大内講一 (2008)『やさしい医療経済学 第2版』勁草書房
- 奥野正寛・鈴木興太郎 (1988)『ミクロ経済学Ⅱ』東洋経済新報社
- 小野寺理 (1999) 法制執務コラム集 基本法. 『立法と調査』NO.209 1999年1月号
- 笠原一也 (2011) スポーツ基本法の考え方. 『スポーツゴジラ』第17号 pp.4-13
- 加藤大仁 (2004) スポーツ政策形成過程研究にむけての一考察. 『慶應義塾大学体育研究所紀要』43(1): pp.15-22
- 加藤大仁・野口和行・近藤明彦・山内賢 (2008) 公共政策としてのスポーツ政策に関する一考察. 『慶應義塾大学体育研究所プロジェクト研究報告』pp.124-131
- 加藤大仁 (2009) スポーツ振興くじ法の立法過程. 『慶應義塾大学体育研究所紀要』48(1) pp.21-28
- 加藤大仁 (2011) スポーツ政策のアクター. 菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦編『スポーツ政策論』成文堂 pp.107-116
- 加藤大仁 (2012) スポーツと政治—なぜ今スポーツが政治的課題となるのか. 『現代スポーツ評論26』pp.86-95
- 加藤大仁 (2013) なぜ国がスポーツを振興・助成するのか. 『経済セミナー』No.671 2013年4・5月号 pp.50-56
- 加藤大仁 (2014) 手段としてのスポーツ, 政策としてのスポーツ. 『海外事情』62(11) 2014年11月号 pp.42-54
- 小林好宏 (2005)『パターンリズムと経済学』学術図書
- Th.L.ロウィ著, 村松岐夫訳 (1981)『自由主義の終焉—現代政府の問題性』木鐸社
- 間野義之 (1999) スポーツ市場における公共部門の役割. 池田勝・守能信次編『講座・スポーツの社会科学2 スポーツの経済学』杏林書院 pp.83-100
- 松井茂記 (2002)『日本国憲法 第2版』有斐閣
- 森克己 (2006) 教育人権とスポーツ権. 永井憲一編著『憲法と教育人権』日本評論社 pp.239-264
- 森村進 (2004) 「みんなのもの」は誰のもの? —経済学と公共性—. 安彦一恵・谷本光男編『公共性の哲学を学ぶ人のために』世界思想社 pp.24-38
- 村上弘 (2007) 公共性について. 『立命館法学』2007年6号 No.316 pp.345-399
- 永井憲一 (1972) 権利としての体育スポーツ—学校教育の健康教育化のために. 『体育科教育』30(12) 1972年12月号 pp.55-59
- 中村敏雄 (1978) スポーツ政策論の条件. 影山健・川口智久他編『スポーツを考えるシリーズ④ スポーツ政策』大修館書店 pp.9-33
- 中村祐司 (1999) 現代日本の政治とスポーツ. 池田勝, 守能信次編『講座・スポーツの社会科学4 スポーツの政治学』杏林書院 pp.43-62
- 日本スポーツ法学会編 (2011)『詳解 スポーツ基本法』成文堂
- 日本体育・学校健康センター編 (2002)『スポーツ振興くじ制度の創設と展開—toto すべてのスポーツのために—』ぎょうせい
- 大沢秀介 (2003)『憲法入門 第3版』成文堂
- 奥野正寛・鈴木興太郎 (1988)『ミクロ経済学Ⅱ』東洋経済新報社
- 尾崎正峰 (2007) オリンピック招致と都市. 『一橋大学スポーツ研究』Vol.26 pp.41-46
- 尾崎正峰 (2011) 日常生活圏からスポーツイベントを考える. 『都市問題』vol.103 2012年7月号 pp. 4-8
- 齋藤健司・加藤大仁・菊幸一・中村祐司・真山達志 (2007) スポーツ政策研究の領域と課題. 『体育・スポーツ政策研究』16(1) pp.13-55
- 齋藤純一 (2000)『思考のフロンティア 公共性』岩波書店
- 阪口正二郎編 (2010)『自由への問い3 公共性—自由が/自由を可能にする秩序』岩波書店
- 阪本崇 (2011) 文化政策の目的は何によって語られるべきか. 『文化政策研究』Vol.5 pp.41-56
- 佐野恒 (2006) 範型としての問題解決型思考 政策的思考と法的・政治的思考の違いは何か. 足立幸男編『政策学的思考とは何か』勁草書房 pp.87-128
- 佐々木實雄 (1997) 準公共財と準市場: 医療・教育提供のあり方. 植草益編『社会的規制の経済学』NTT出版 pp.296-315
- 笹沼弘志 (2014)『臨床憲法学』日本評論社
- 佐藤功 (1996)『日本国憲法概説 全訂第5版』学陽書房
- 佐藤幸治 (2011)『日本国憲法論』成文堂
- 沢井仁 (1979) 町ぐるみのスポーツ熱が医療費上昇にブレーキをかける. 『日経メディカル』1979年1月号 pp.43-45
- 妹尾芳彦 (1983) スポーツと健康 その経済学的分析. ESP No.132 1983年4月 pp.54-59
- 清水紀宏 (2012) スポーツ立国論のあやうさ. 『現代スポーツ評論26』pp.37-54
- 曾根泰教 (1984)『決定の政治経済学—その理論と実際』有斐閣選書
- J・E・スティグリッツ著, 藪下史郎訳 (2002)『公共経済学 第2版 上』東洋経済新報社
- 鈴木興太郎 (2002) 公共善と公共財. 佐々木毅・金泰昌編『公共哲学6 経済から見た公私問題』pp.171-174
- 内海和雄 (2002) 市場化と公共化の対抗. 『一橋大学スポーツ科学研究室研究年報2002』pp.13-20
- 山川雄巳 (1999) 公共性の概念について. 『日本公共政策学会年報1999』pp.1-36
- “JOPER/Journal of Physical Education and Recreation” 51(5) May 1980 p.6